

兵庫県警察本部告示第170号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月28日

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘



- 1 聴聞の期日
令和7年6月5日 午前9時から
- 2 聴聞の場所
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部本館1階 聴聞会場

兵庫県公安委員会告示第110号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項の規定に基づく聴聞について、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月28日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄



- 1 聴聞の期日
令和7年6月5日 午後1時から
- 2 聴聞の場所
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部本館1階 聴聞会場